

◆◆◆ 再交付申請について ◆◆◆

申 請 内 容 と 手 続 き

○ 再交付の要件（亡失・滅失・汚破損）

再交付の対象要件が緩和され、

- ・ 記載事項の変更
- ・ 免許条件の付与・変更
- ・ 免許写真に表示されている写真を変更
- ・ 免許証の有効期間の末日の元号の変更
- ・ 臓器意思表示欄を変更

をする等の理由による再交付を申請することができるようになりました。（免許証の住所が群馬県外の方は群馬県では手続きできません。ただし、転居により免許の住所変更を行う場合は同時に再交付の手続きができます。）。

※ 免許証を紛失（盗難）された方は、最寄りの警察署、交番、駐在所に遺失届（盗難届）の手続きを行ってください。

即日交付を希望するとき	即日交付を希望しないとき
○ 総合交通センター【即日交付】 ～交付までに約2時間かかります～	○ 住所地の交通安全協会 （高崎北警察署及び渋川警察署管内の方は住所地の警察署）
◆ 受付時間 月曜日～金曜日（休日を除く） 【午前】 8：30～10：00 【午後】 1：00～ 2：30	◆ 免許証の交付は、約10日後となります。 ◆ 受付時間 月曜日～金曜日（休日を除く） 【午前】 8：30～11：30 【午後】 1：00～ 4：30

必 要 書 類 な ど

◆ 本人確認書類

健康保険証、パスポート（旅券）、マイナンバーカード（個人番号カード）、旧免許証（前回のものに限る）、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、本籍記載の住民票の写し等（いずれか一つ）

外国籍の方は国籍記載の住民票の写し、在留カード、特別永住者証明書（いずれか一つ）

※ 亡失・滅失以外による再交付の場合は、現在有効な運転免許証を持参してください。

◆ 写真（申請書用） 1枚

（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景）

※ 免許証用に持参写真を使用したい場合は、別にもう1枚必要

◆ 再交付手数料（2,250円）

◆ 申請時に暗証番号の設定が必要となります。

○ 再交付と同時に免許証の本籍（国籍）、氏名を変更するとき

◆ 本籍（国籍）の記載された住民票の写し（提出）

○ 再交付と同時に住所だけを変更するとき

◆ 本籍（国籍）記載の住民票の写し、又は新住所が記載された市町村発行の国民健康保険証、

マイナンバーカード（個人番号カード）、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等、
その他官公庁が発行した郵便物等（提示）

※ 住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの（コピー（複写）・複製をしたものは不可）

※ 健康保険証、パスポート、在留カード等は有効期限内のもの

以上のほか、手続きの詳細をお知りになりたい方は、下記へお問い合わせください。

○ 更新、再交付、記載事項変更届、国外免許関係、申請取消、経歴証明

運転免許課（免許係）

027-253-9300

月曜日～金曜日（休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで